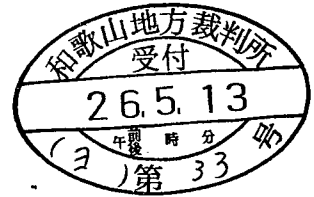


# 仮処分命令申立書



平成26年 5月13日

和歌山地方裁判所 御中

債権者ら代理人 弁護士 豊 田 泰 史



同 弁護士 太 田 達 也



同 弁護士 重 藤 雅 之



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

## 第1 申立ての趣旨

- 1 債務者は、債権者に対し、別紙発言目録に係る別紙発信者情報目録記載の情報を仮に開示せよ。
- 2 債務者は、別紙発言目録記載の発言を含む下記スレッドの全ての送信を防止せよ。

記

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2446>

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2447>

との裁判を求める。

## 第2 被保全権利

### 1 当事者

- (1) 債権者有限会社銀徳（以下、「債権者銀徳」という。）は、岩出市に事務所を置く会社であり、債権者吉村公俊（以下、「債権者吉村」という。）は、同社の代表者である。
- (2) 債務者は、インターネットで閲覧可能な電子掲示板「和ネット」  
(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>)（以下、「本件掲示板」という。）を設置・運営し、そのシステムを管理している者である。

本件掲示板は、誰でもこれを閲覧し又はこれに書き込みをすることが可能であり、本件掲示板に書き込まれた情報は、電子通信により送信され、本件掲示板にアクセスする不特定の者によって受信されることになる。債務者は、本件掲示板のシステムを用いて、本件掲示板に書き込みをして情報を発信する者と本件掲示板にアクセスして情報を受信する者との通信を媒介する者である。

本件掲示板に書き込まれた情報は、債務者又は書き込みをした者しか削除し得ない仕組みとなっている。

## 2 債権者らに対する権利侵害

### (1) 本件各発言の存在

本件掲示板には、別紙「電子掲示板及びメッセージ目録」記載の各スレッドが存在するが、各スレッドには、同別紙記載の各発言（以下、「本件各発言」という。）が、氏名不詳者によって書き込まれ、インターネットを通じて不特定人に広く公開されている（甲2、甲3）。

### (2) 債権者らに対する名誉棄損

ア 本件スレッドに書き込まれた各メッセージ内容は、債権者らの社会的評価を低下させるものである。

イ すなわち、

（ア）「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」と題するスレッド（甲2）

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2446>

#### ①メッセージ番号1

この発言は、債権者銀徳及び債権者吉村が給料を受け取りにきた人物に借用証を書かせようとしたとの事実を記載し、これをもって暴力団よりも酷い悪質な行為をしているとの評価を記載して、債権者の社会的評価を低下させるものである。

（イ）「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」と題するスレッド（甲3）

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2447>

#### ①メッセージ番号1

この発言は、債権者銀徳及び債権者吉村が給料を受け取りにきた人物に借用証を書かせようとしたとの事実を記載し、これをもって暴力団よりも

酷い悪質な行為をしているとの評価を記載して、債権者の社会的評価を低下させるものである。

②メッセージ番号3

この発言は、「Re: 有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、債権者銀徳及び債権者吉村が違法行為を行ったことを前提とした記述となっており、債権者の社会的評価を低下させるものである。

③メッセージ番号4

この発言は、「Re: 有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、債権者銀徳及び債権者吉村が債務者に実印を押すことを強要したかのような事実を適示して、債権者の社会的評価を低下させるものである。

④メッセージ番号5

この発言は、「Re: 有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、債権者が行政処分を受けたことをもって、債権者銀徳及び債権者吉村が真面目に仕事をしていないとの事実を適示して、債権者銀徳及び債権者吉村の社会的評価を低下させるものである。

⑤メッセージ番号6

この発言は、「Re: 有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、具体的事実を適示せず、債権者銀徳及び債権者吉村の社会的評価を低下させるものである。

⑥メッセージ番号8

この発言は、「Re: 有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、具体的事実を適示せず、債権者銀徳及び債権者吉村の社会的評価を低下させるものである。

⑦メッセージ番号9

この発言は、「Re: 有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、債権者銀徳及び債権者吉村が第三者に何らかの被害を及ぼしているとの事実を適示して、債権者銀徳及び債権者吉村の社会的評価を低下させるものである。

⑧メッセージ番号12

この発言は、「Re: 有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相

まって、具体的事実を適示せず、債権者銀徳及び債権者吉村の社会的評価を低下させるものである。

⑨メッセージ番号13

この発言は、「Re: 有限会社銀徳吉村公俊って何者？」とのタイトルと相まって、債権者が他人を騙したとの事実を適示して、債権者銀徳及び債権者吉村の社会的評価を低下させるものである。

⑩メッセージ番号23

この発言は、「Re: 有限会社銀徳吉村公俊って何者？」とのタイトルと相まって、具体的事実を適示せず、債権者銀徳及び債権者吉村の社会的評価を低下させるものである。

(3) 違法性阻却事由の損害をうかがわせる事情の不存在

上記各メッセージ内容に適示された事実に関して、それが真実であることをうかがわせる事情は全くない。

(4) 小括

以上より、上記各メッセージにより債権者らの名誉が侵害されたことは明らかである。

3 開示を受けるべき正当な理由

債権者らは、本件各発言の発信者に対して、不法行為に基づく損害賠償請求等を行う予定であるが、この権利を行使するためには、債務者が保有する別紙発信者情報目録記載の情報の開示を受ける必要がある。

4 債務者の削除義務

本件各発言は、債権者らの人格権（名誉権を含む。）を侵害するものであるが、前記1（2）のとおり、本件スレッドからの本件各発言の削除は債務者又は書き込みをした者しか削除し得ない仕組みとなっている。したがって、債務者は、債権者らに対して、上記発言を削除すべき条理上の作為義務を負うものである。

さらに、本件各スレッドは、そのタイトルを見れば、いずれも債権者らに対する名誉毀損的記載をすることを目的として作成されたものであることが一見して明らかであるため、名誉毀損的発言のみならず、スレッド自体を削除しなければ、債権者らの

名誉を回復することはできない。したがって、債務者は、債権者らに対して、各スレッド自体を削除すべき条理上の作為義務をも負うものである。

## 5 まとめ

よって、債権者銀徳及び債権者吉村は、債務者に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項に基づき、本件発信者情報の開示請求権を有するとともに、人格権に基づき、本件各スレッドそのものを削除するよう請求する権利を有するものである。

## 第2 保全の必要性

### 1 発信者情報の開示について

- (1) 債権者らは、債務者に対して、本件各発言の削除、発信者情報（IPアドレス等）の開示を求める本案訴訟を提起すべく準備中である。そして、債務者からIPアドレスのみの開示を受けた場合、経由プロバイダに対して発信者情報（発信者の住所・氏名）の開示を求める予定である。
- (2) ところが、債務者が発信者情報としてIPアドレスしか情報を保有していないことが通常であるものと思われるが、この場合、経由プロバイダにおける発信者情報の保存期間が限られているため、債務者から早急にIPアドレスの開示を受け、その内容から特定される経由プロバイダに対して当該IPアドレス、タイムスタンプ及び携帯電話の個体識別情報等を提示しなければ、発信者の住所・氏名を特定することができなくなってしまう。
- (3) そこで、債権者らは、本申立てに及んだ次第である。

### 2 各スレッドの削除について

- (1) 当該電子掲示板は誰でもいつでもどこからでもインターネットを通じて閲覧可能であるので、債権者らの人格権（名誉権）に対する侵害は現在も継続しており、一刻も早く債務者による発信防止措置が採られる必要がある。そこで、保全手続きによる迅速な侵害状態からの回復が行われる事が不可欠である。
- (2) そこで、債権者らは、本申立てに及んだ次第である。

以 上

### 疎明方法

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 甲第1号証 | 陳述書                              |
| 甲第2号証 | 電子掲示板（「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」と題するスレッド） |
| 甲第3号証 | 電子掲示板（「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」と題するスレッド） |
| 甲第4号証 | 内容証明郵便                           |
| 甲第5号証 | 回答書（甲第4号証に対するもの）                 |

### 附属書類

|   |         |     |
|---|---------|-----|
| 1 | 甲号各証写し  | 各1通 |
| 2 | 全部事項証明書 | 1通  |
| 3 | 訴訟委任状   | 2通  |

(別紙)

## 当 事 者 目 録

〒649-6202

和歌山県岩出市根来92番地

債 権 者 有限会社銀徳

代表者 取締役 吉 村 公 俊

〒649-6234

和歌山県岩出市高瀬148番地

債 権 者 吉 村 公 俊

〒640-8154

和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階

あすか綜合法律事務所(送達場所)

電話073-433-3980 FAX073-433-3981

債権者ら代理人 弁護士 豊 田 泰 史

弁護士 太 田 達 也

弁護士 重 藤 雅 之

〒640-8152

和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201

債 務 者 吉 田 益 夫

(別紙)

## 発信者情報目録

- ① IPアドレス
- ② タイムスタンプ
- ③ 侵害情報に係る携帯電話端末又は PHS 端末からのインターネット接続サービス  
利用者識別符号
- ④ 侵害情報に係る SIM カード識別番号（個体識別番号）



(別紙)

## 発 言 目 録

電子掲示板「和ネット掲示板」(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>) 内における

1 スレッドタイトル「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」

(URL : <http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2446>)

① 番号：1、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月1日 17時52分

『給料貰いに行ったら領収書じゃなくて借用書にサインさされそうになりました  
暴力団でもそんな事しないでしょ？ 吉村公俊って何をしてる人か誰か知りませんか？』

2 スレッドタイトル「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」

(URL : <http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2447>)

① 番号：1、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月1日 17時55分

『給料貰いに行ったら領収書じゃなくて借用書にサインさされそうになりました  
暴力団でもそんな事しないでしょ？ 吉村公俊って何をしてる人か誰か知りませんか？』

② 番号：3、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月2日 5時19分

『やっぱり、そうですかね 抗議したら領収書を出してきたのでそれにはサインしましたが大丈夫でしょうか？ 実印も押したので悪用されそうな気もして心配しています』

③ 番号：4、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月2日 10時49分

『何で給料の受け取りに「実印」要るねん？おかし過ぎやで。

別の何かの機会に印鑑証明とか渡してないよな？危ないで』

④ 番号：5、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月2日 10時56分

『まあ100%胸張って真面目にしているとは思えませんねえ。』

⑤ 番号：6、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月3日 17時57分

『行政処分まで受けてるんですね 皆さんの情報を見たらますます不安になってき

ました 議員の紹介だったので安心してたのですが有限会社銀徳の吉村公俊って人は少しヤバい人っぽいですね 警察に相談しましょうかね』

- ⑥ 番号：8、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月2日 21時12分

『↑でも、県から公表されてるから、余ほど悪質なんだろうよ。名前でたからって、名誉毀損だなんて。悪事はいつも暴露しなければ、同じ被害者が出るってこと。』

- ⑦ 番号：9、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月3日 21時50分

『自分は名誉毀損で訴えられても良いと思ってます 更なる被害者や辛い想いをする抑制になればええかなと考えてますから』

- ⑧ 番号：12、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月4日 21時21分

『そうなんです こんな時はどこへ相談するべきなのでしょうかね?』

- ⑨ 番号：13、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月5日 9時43分

『今後、自分みたいに誰かが騙されないように警察に相談する事にしました 皆さん、ありがとうございます』

- ⑩ 番号：23、名前：名無しさん、投稿日時：2014年3月14日 15時46分

『かなり強引で悪質だっていう噂聞いたことある。』